

クラベグループ CSR ガイドライン

2024 年 7 月



目次

はじめに	2
私たちの CSR、企業理念	3
CSR基本方針	4
購買方針	4
クラブグループ CSR ガイドライン	5
I 人権・労働	5
1. 強制的な労働の禁止	
2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	
3. 労働時間への配慮	
4. 適切な賃金と手当差別の禁止	
5. 非人道的な扱いの禁止	
6. 差別の禁止	
7. 結社の自由、団体交渉権	
8. 持続可能なキャリア形成	
II 安全衛生	5
1. 労働安全	
2. 緊急時への備え	
3. 労働災害・労働疾病	
4. 産業衛生	
5. 身体的負荷のかかる作業への配慮	
6. 機械装置の安全対策	
7. 施設の安全衛生	
8. 労働衛生のコミュニケーション	
9. 労働者の健康管理	
III 環境	6
1. 環境許可と報告	
2. エネルギー消費および温室効果ガスの排出制限	
3. 大気への排出	
4. 水の管理	
5. 資源の有効活用と廃棄物管理	
6. 化学物質管理	
7. 製品含有化学物質の管理	
IV 公正取引・倫理	6
1. 腐敗防止	
2. 不適切な利益供与および受領の禁止	
3. 適切な情報開示	
4. 知的財産の尊重	
5. 公正なビジネスの遂行	
6. 通報者の保護	
7. 責任ある鉱物調達	
V 品質・安全性	7
1. 製品安全性の確保	
2. 品質管理	
3. 正確な製品・サービス情報の提供	
VI 情報セキュリティ	7
1. サイバー攻撃に対する防御	
2. 個人情報の保護	
3. 機密情報の漏洩防止	
VII 事業継続計画	8
1. 事業継続計画の策定と準備	

はじめに

近年、企業活動のグローバル化や情報社会の成熟化の進展など、企業を取り巻く環境は多様化し、かつ大きな変化があります。一方、社会全体に目を向けると、企業不祥事の多発や、不誠実な企業活動に対する厳しい批判も目立ってくるなど、持続可能な社会の形成に向けた企業の取り組みへの関心も高まっています。このような環境下において、企業には、法遵守などへの責任はもとより社会の一員として企業活動を通じて社会的責任を果たす、すなわち「企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)」に積極的に取り組んでいくことが期待されています。

「CSR とは、一般的に、法令遵守、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重、地域貢献など純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組」（経済産業省）と解されています。言い換えれば、「私企業といえども社会的な存在であり、倫理観に基づく経営体制のもと、企業を取り巻くステークホルダーに十分配慮した事業運営を行う責任がある」という考え方です。

各官庁における CSR に関する報告書等の公表や、日本経団連における CSR の視点からの「企業行動憲章」見直しなど、CSR は社会の大きな注目を集めるようになっており、業界を問わず多くの企業が CSR を推進しようとしています。世界に目を向けると、国連におけるグローバルコンパクトの提唱や ISO 規格化など、CSR に対する関心が高まりをみせており、企業の取り組みに対する社会的要請は今後とも強まっていくものと考えられます。

また、サプライチェーン・マネジメントの観点では、その商品がどのように作られ販売されるのかといった事業プロセス全体に対する消費者の関心の高まりに応えるため、企業は自社の活動において CSR を推進するだけでなく、そのサプライヤーの CSR に配慮することも求められているといえます。その意味において、開発－生産－販売－サービス等からなる一連の事業プロセスに参画するすべての企業が協力して社会の要請に答えていってこそ、サプライチェーン全体の相互繁栄が実現できるものと考えます。

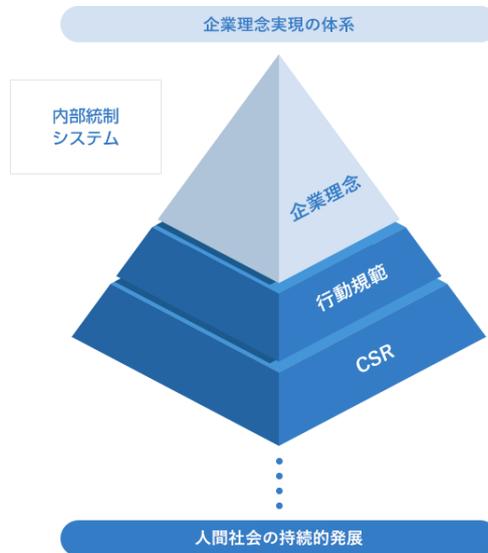
CSR ガイドラインについて

今般、社会から取組みが求められている項目を新たに追加し、『CSR ガイドライン』を改定いたしました。当社としまして、新たな追記も含めて本ガイドラインを実践できるよう努めてまいります。お取引先様におかれましても、本ガイドラインを御理解の上、合意頂くとともに実践頂きますようお願いいたします。また、お取引先様の仕入先様につきましても、本ガイドラインを御展開の上、サプライチェーンとしての CSR、サステナビリティの浸透と実践に引き続きご協力をお願いいたします。

※当ガイドラインは、レスポンシブル・ビジネス・アライアンス(RBA)の行動規範及び、社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)の『サプライチェーン CSR 推進ガイドブック』の項目・文言を参考にしました。

私たちのCSR

私たちクラベグループ社員は、1人ひとりが行動規範、CSR方針に基づいて企業理念実現のため、誠実に行動します。



企業理念

綱 領

- 1、我々は我々の企業活動を通じて広く社会の文明に寄与しよう
- 2、我々はあらゆる生活に目標と目的を定立しこれに基づいて逞しく行動しよう
- 3、我々は自己の心に愛と責任と自由を培い幸せな人間関係の創造に努めよう

スローガン

わたしたちは、わくわくする未来社会のため、すべてのステークホルダーと公正な関係を築き、たゆまぬイノベーションを高品質な製品として提供し続けます。

クラブ CSR 基本方針

我々は法およびその精神を尊重し、社会的規範に従うとともに、社会からの期待に応え、企業活動を通じて持続可能な社会の構築に貢献します。

重点活動

お客様に対して **イノベーションの提供**
サプライチェーンに対して **公正な取引の確保**
社会・環境に対して **循環型社会の実現**
従業員に対して **物心両面の幸福の追求**
株主に対して **安定配当の実施**



購買方針

公平・公正な取引

私たちは、自由な競争基盤の上で、合理的で最適な調達を行います。

健全な取引関係の構築

私たちは、取引先との信頼関係を大切にし、相互発展を目指します。

法令の遵守

私たちは、取引を行う各国の関連する法令を遵守します。

適正な価格・品質と安定的な調達

調達にあたっては、購買先の評価基準を設け、価格・納期・品質・技術力・環境のほか、情報力や提案力、コミュニケーション力などを総合的に採点して判断して安定的に購買します。

CSR（企業の社会的責任）調達の推進

私たちは、環境や、人権など社会面に配慮した責任ある調達活動を行います。取引先に対しても CSR 調達の順守を求めます。

クラベグループ CSR ガイドライン

I 人権・労働

I-1 強制的な労働の禁止

強制労働、人身売買を行わず、従業員をその自由意思において雇用する。
また、全ての就業を強制することなく、従業員の離職や雇用を自ら終了する権利を認める。

I-2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

各国・地域の法令で定められた最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用しない。
また、18歳未満の従業員については、その発達を損なうような就労をさせない。

I-3 労働時間への配慮

従業員の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働時間・休日を適切に管理する。

I-4 適切な賃金と手当

各国・地域の法令を遵守し、従業員により良い生活の為の労働条件の提供に努めるとともに、法定最低賃金以上を支払い、不当な賃金減額を行わない。

I-5 非人道的な扱いの禁止

虐待、体罰、各種ハラスメント等の非人道的な扱いを行わず、従業員の人権を尊重する。

I-6 差別の禁止

人種、肌の色、年齢、性別、民族、国籍、宗教、妊娠等に関わらず、あらゆる雇用の場面でいかなる差別も禁止し、労働条件の機会均等を実現する。

I-7 結社の自由、団体交渉権

各国・地域の法令に基づいて、労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する。

I-8 持続可能なキャリア形成

従業員が生涯にわたって自分らしくキャリアを積んでいけるようにするため、多様性を尊重し、皆がそれぞれの能力を最大限に発揮し貢献できる環境を構築する。

II 安全衛生

II-1 労働安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。

II-2 緊急時の備え

人命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策や行動手順を策定し、教育訓練を行う。

II-3 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、適切な対策を講じる。

II-4 産業衛生

職場において、有害な生物的・科学的・物理的な影響に従業員が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う。

II-5 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定の上、災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する。

II-6 機械装置の安全対策

機械・装置類のリスクを評価し、適切な安全対策及び点検、メンテナンスを実施する。

II-7 施設の安全衛生

従業員に衛生的な生活施設（寮・食堂・トイレなど）を提供する。

II-8 安全衛生のコミュニケーション

従業員が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を従業員の理解できる言葉・方法で提供する。

II-9 労働者の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

III 環境

III-1 環境許可と報告

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を取得し、要求された管理報告を

行政に提出する

III-2 エネルギー消費及び温室効果ガスの排出制限

エネルギー効率改善に努め、再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む。

III-3 大気への排出

関連する法規制を遵守し、大気汚染につながり得る排気の状態を定期的に監視するとともに、有害な物質の大気への排出を削減する為の適切な対策を実施する。

III-4 水の管理

関連する法規制を遵守し、排出または廃棄する前に必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施する。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う。

III-5 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える。

III-6 化学物質の管理

取扱う製品に含有する化学物質を把握し、法令等に指定された管理を行う。

また、製造工程および保守管理で使用する化学物質を把握し、外部環境への排出を抑制する。

III-7 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用されるすべての法規制および顧客要求を遵守する。

IV 公正取引・倫理

IV-1 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、及び横領などを行わない。反社会的な活動や勢力との一切の関係を持たない。また、資金洗浄（マネーロンダリング）に関与せず、その兆候がないか注意を払う。

- IV-2 不適切な利益供与および受領の禁止
賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しない。
- IV-3 適切な情報開示
ステークホルダーに対して企業情報を適切に開示し、相互理解、信頼の維持に努める。
- IV-4 知的財産の尊重
第三者の知的財産の不正な入手・使用、権利の侵害は行わない。
- IV-5 公正なビジネスの遂行
公正な事業、自由な競争、広告を行う。虚偽または不正確な情報等を使用せず、誠実な取引を行う。価格やコストを競合他社と合意するといった、自由な企業活動を相互に制限する話し合い、協定を行わない。優越的な地位を利用せず、対等な立場で価格等の条件を設定する。また、競合相手を不当に市場から締め出したり、新規参入者を妨害したりして市場を独占することをしない。法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、適切な輸出手続きを行う。
- IV-6 通報者の保護
通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。
- IV-7 責任ある鉱物調達
人身売買、奴隷、強制労働、児童労働、虐待、戦争犯罪などの非人道的行為による社会問題や環境破壊を発生させる資源・原材料（例：紛争鉱物等）を使用する事による現地社会への影響に配慮した調達活動を行う事とし、その恐れがある場合は、使用回避するように努める。

V 品質・安全性

- V-1 製品安全性の確保
製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い供給者としての責任を果たす。
- V-2 品質管理
品質不良を未然に防止し、安定した品質を確保する為の継続的改善を行う。
- V-3 正確な製品・サービス情報の提供
製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供する。

VI 情報セキュリティ

- VI-1 サイバー攻撃に対する防御
コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他社に被害を与えないように管理する。
- VI-2 個人情報の保護
サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する。
- VI-3 機密情報の漏洩防止
顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

VII 事業継続計画

VII-1 事業継続計画の策定と準備

事業計画を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定する。

以上

発行/株式会社クラブ
発行年月/2019年 9月
改定年月/2024年 7月
連絡先/CSR推進チーム
電話 053-447-7132

Ver3.1